

## 第10回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月26日（金）午後3時30分から午後4時45分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 6番 中井 悟  
会長職務代理 3番 西元 道啓  
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈  
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸  
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志  
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司  
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝  
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
- 4 欠席委員 16番 安田 伸二
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明願いについて
  - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第9 許可書及び契約書の郵送の可否について
  - 第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第11 山麓地区農業委員会協議会通常総会について
  - 第12 後志地方農業委員会連合会定期総会について
  - 第13 地区別農業委員会長・事務局長会議について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則  
農地係長 小柳 大騎

## 7 会議の概要

議長  
(中井会長)

ただいまの出席委員は、14名であります。  
定足数に達しておりますので、これから第10回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が安田委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

それでは、3番西元委員と5番西田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第9回の総会以降の諸般について、報告します。

4/9・10 山麓地区農業委員会協議会研修会 洞爺湖町

4/12 育苗施設安全祈願祭 育苗施設

4/16 後志地方農業委員会連合会会計監査

後志地方農業委員会連合会役員会

後志地方農業委員会連合会定期総会

地区別農業委員会会長・事務局長会議 札幌市

4/25 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号、現況証明願いについてを議題とします。

番号1番について、上程します。

引き続き、担当委員から調査の報告をお願いします。

13番  
(近藤委員)

番号1番、場所につきましては、〇〇付近の土地になります。山林して何十年も経っている現況は農地・採草放牧地以外として判断し、私と坂井委員と杉本委員の3人で現地確認してきました。よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号4番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案の説明の前に、議案の削除をお願いいたします。8ページの議案第2号5番〇〇さんと〇〇さんの解約及び22ページの議案第5号10番の同氏の売買についてですが、買い手から、今回の総会の上程を取り下げる旨の連絡が本日ありましたので、お手数ですが、議案から削除願います。なお、同案件は、調整後、来月総会に上程予定です。

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和6年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は昭和61年3月31日から平成8年7月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年4月17日、解約成立年月日等は令和6年4月26日です。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成9年3月31日から平成19年3月31日及び平成16年5月31日～平成26年12月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年4月17日、解約成立年月日等は令和6年4月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和5年12月25日から令和15年12月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年4月9日、解約成立年月日等は令和6年4月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

昨年12月総会にて、契約内容の変更のために議決しましたが、売買の意向があったことから解約するものです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は昭和58年1月31日から平成5年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年4月18日、解約成立年月日等は令和6年4月26日です。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

〇〇さんの経営移譲の案件については先月の総会にて議決になったところでしたが、この後の報告第1号でも出てきますが、〇〇さんの相続登記が今月中旬に完了したことから、上程するものです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

15番  
(宮武委員)

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所については、〇〇から〇〇mほど〇〇側に行った所の左側の1筆となっております。

番号2番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、1番の図面の下の圃場となっております。よろしく願いいたします。

1番  
(中村委員)

番号3番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですが、〇〇に〇〇がございます。〇〇の横と道路挟みまして、道路向いの計9筆となります。

6番  
(伊藤委員)

番号4番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですけれども、〇〇から〇〇を〇〇方面から〇〇mほど来たところの、〇〇側になる圃場となります。

よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号3番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年4月26日提出。蘭越町農業委員会

長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。価格は無償です。将来実施予定の基盤整備事業終了後に農地部分が分筆された後に売買する予定であることから使用貸借となっております。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和16年4月30日までの10年間です。調査書は別紙のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和9年4月30日までの3年間です。調査書は別紙のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き借り受けするためです。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和16年2月26日までの10年間です。調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)  
15番  
(宮武委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容については事務局説明の通りで、場所に関しましては、先ほど説明した場所とその下の圃場となっております。

6番  
(伊藤委員)

番号2番、3番、いずれも内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、番号2番については、〇〇より〇〇側の方へ〇〇m程戻ったところで、〇〇と〇〇の間にある圃場になります。

番号3番、場所ですけれども、先ほどの議案第2号4番で出てきた場所と同じ場所になります。よろしくお願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

3番  
(西元委員)

1番の第三者への使用貸借について、肉親以外への無償貸借は非常に判断が難しいところだと思っております。

事務局  
(高田局長)

該当地番の面積が非常に大きくかつ、農地部分が地番の面積と比較するとかなり小さく、基盤整備事業に乗るために、農地部分だけ、使用貸借で契約を結び、基盤整備完了後に分筆されたあとに売買予定となっております。

3番  
(西元委員)

わかりました。

議長  
(中井会長)

よろしいでしょうか。  
質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

番号4番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、  
〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員、〇〇委員退席)  
再開します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

番号4番、貸主は〇〇さん 外1名、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇m<sup>2</sup>です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。10a

当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和11年3月31日までの5年間です。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

14番  
(黒川委員)

番号4番、内容は事務局説明の通りであります。場所は、〇〇近くの圃場になります。よろしく願いいたします。

事務局  
(高田局長)

補足説明として、先月の総会は別の土地について基盤強化法で3人の連名で上程したのですが、今回の該当部分については、共有持分の方の1人だけの同意が得られなかったもので、このような形となりました。持ち分過半数であれば、管理行為が認められると令和3年に民法改正になりました。よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩とします。(〇〇委員、〇〇委員着席)

再開します。

日程第7、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号3番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和6年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡です。申請理由は、植林転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種で、本件につきましては、生産性の低い小集団農地のため植林するものであり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、植林転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種で、本件につきましては、生産性の低い小集団農地のため植林するものであり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号3番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、一般住宅建築ためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種で、本件につきましては、現住宅の隣接地に一般住宅を建築するものであり、事業目的を達成している土地が周辺には申請地以外にないため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1から3番の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。

ご審議お願いいたします。

議長  
(中井会長)  
11番  
(石井委員)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所は、〇〇を渡りまして、〇〇の方に〇〇km位上がっていきまして、さ

らに〇〇の道路を左に曲がりそれから〇〇km位〇〇を行ったところ  
です。非常に分かりにくいのですが、〇〇区域に入っております  
のでよろしくお願ひいたします。

9番  
(吉田委員)

番号2番、内容については事務局説明の通り植林のためという  
事です。場所なのですけれども、〇〇を〇〇側から〇〇側に進み  
ますと、中間あたりに〇〇が1つだけあるのですが、航空写真か  
ら見て上側にあるのですが、上側の十字路からさらに〇〇mほど  
〇〇側に進みますと右側の〇〇にある畑になります。  
よろしくお願ひいたします。

3番  
(西元委員)

番号3番、内容に関しましては、事務局説明のとおりでござい  
ます。場所は、〇〇のすぐ横です。よろしくお願ひいたします。

議 長  
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいで  
しょうか。

全委員

異議なし。

議 長  
(中井会長)

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規  
定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号9番について上程します。

事務局から説明願ひます。

事務局  
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農  
用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第1  
8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地  
利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和6年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年5月9日から令和11年5月8日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円、畑〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年6月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年7月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年5月9日から令和9年5月8日までの3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額、〇〇円です。対価の支払期限は令和7年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年2月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡で、成立する

法律関係は賃貸借です。総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年5月9日から令和11年5月8日までの5年間です。貸付理由は、耕作できないため、農地を貸し付けするものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、字三笠 〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇、畑で〇〇㎡で、成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は畑で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年5月9日から令和11年5月8日までの5年間です。貸付理由は、耕作できないため、農地を貸し付けするものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年8月末日、所有権移転の時期等は、いずれも対価の支払日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年5月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年6月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年5月9日から令和9年5月8日までの3年間です。貸付理由は、耕作できないため、農地を貸し付けするものです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

(中井会長)

8番

(坂野委員)

番号1番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。〇〇から〇〇に向かって〇〇km位行って右側にあるちょっと奥まっている所なのですけれども、そこに2筆です。以上です。よろしく願いいたします。

15番

(宮武委員)

番号2番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。1反5畝の田んぼが、10枚位になっており、水利条件の悪い所となっております。そのためこの価格となっております。

場所につきましては、議案第3号1番で先ほど説明した場所です。どうぞよろしく願いいたします。

11番

(石井委員)

番号3番、内容につきましては事務局説明の通りです。場所は、〇〇に向かしまして、〇〇付近の交差点を〇〇方向に下って〇〇km位行ったところの〇〇の〇〇側右手の1角になります。よろしく願いいたします。

1番

(中村委員)

番号4番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所ですが、〇〇の横3筆と道路向かいの7筆となっております。よろしく願いいたします。

9番

(吉田委員)

番号5番から8番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所ですけれども、5番、〇〇から〇〇の方に向かいますと、〇〇の手前急なカーブの所に〇〇があります。〇〇側の所に急な斜面なつた畑がありまして、その農地となります。

番号6番、場所なのですが、番号5番の農地の真ん中に1枚ある農地です。

番号7番、内容は事務局の説明のとおりなのですが、売買の単価が若干安めの設定なっているのですけれども、砂地で水の通りが良く非常に条件が良い圃場と、粘土地で水はけが悪い圃場があり、今回こういう単価になったということを聞いております。

場所についてですけれども、〇〇から〇〇方面へと進みますと、〇〇がありまして、その〇〇から〇〇m位進んだ〇〇側の1枚になります。続いて、そこからさらに〇〇方面へ進みますと、〇〇さんの住宅がありまして、その手前の〇〇側の1枚と〇〇側の1枚、更に〇〇の方へ進みますと、〇〇側に〇〇がありま

して、その周りの農地となります。

番号8番、内容は事務局の説明の通りでありまして、こちらも非常に単価が安く設定されているのですけれども、今までの賃貸契約が、非常に長いと聞いておりまして、それを考慮した上での売買価格となっております。場所につきましては、〇〇から〇〇方面に〇〇mほど進みますと同じような田んぼがずっと続いていまして、〇〇側までずっと続いている農地となっております。よろしく願いいたします。

3番  
(西元委員)

番号9番、内容に関しましては事務局の説明の通りでございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇の方へ真っ直ぐに向かって行きますと、最終的に、〇〇にぶつかります。〇〇を超えた林の中にある農地でございます。よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第9、協議第1号 許可書及び契約書類の郵送の可否について協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

協議第1号、許可書及び契約書等の郵送の可否について、令和6年4月26日提出、蘭越町農業員会長名。

当農業委員会では、令和6年4月現在、総会を議決になった案件の許可書及び契約書等の契約者本人への受け渡しについては、強化法案件や遠隔地にお住まいの方などを除いて、手渡しによる

交付を基本としております。

しかし、契約者の方が、わざわざ役場に来庁していただかなければならず負担を強いていること、昨年から当農業委員会が後志地方連の事務局を担っており、職員が2人とも不在となる日が多いことなどの理由から、当該書類の原本の受け渡しを郵送に切り替えることの可否について、協議いただくものでございます。

なお、契約書や申請書は総務省の定義する「信書」に該当し、信書の郵送については、郵便法によると信書の送達義務を行うことができるのは日本郵便に限るという文言のみが示されており、その他の規制は特にありません。

参考に、右上に協議第1号と書かれた資料を御覧ください。山麓町村の交付方法について記載しております。蘭越町以外の6町村のうち、条件付きのところもありますが、4町村が郵送交付となっております。

ご審議お願いします。

議長  
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

協議第1号については、事務局の説明のとおり、取り扱うこととします。

日程第10、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局  
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和6年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

令和6年4月18日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありません

(中井会長)

か。

全委員

質疑なし。

議長

以上で、よろしいですか。

(中井会長)

日程第11、報告第2号 山麓地区農業委員会協議会通常総会について、中村委員から報告願います。

1番

(中村委員)

4月9日から10日までの山麓地区農業委員会協議会通常総会のため洞爺湖町まで行って参りました。中井会長、西元代理、気田委員、西田委員、私の5名と事務局小柳係長で行って参りました。後志全体では約50名の参加がございました。はじめに北海道農業会議から乾事務局長をお招き研修会を行いました。研修テーマは地域計画策定に向けた内容で大変勉強になりました。その後山麓協議会通常総会が行われ、新任事務局長の就任報告、令和5年度事業報告、収支決算監査報告、令和6年度事業計画案、収支予算案について協議され全事項が可決されました。また、夏には山麓地区の研修会が予定されており、今年は蘭越町が当番となっております。最後になりますが、夜には懇親会が開催され山麓地区の農業委員会の皆様と交流を深める事ができました。以上です。

議長

(中井会長)

ただ今、報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

以上で、よろしいですか。

(中井会長)

日程第12、報告第3号 後志地方農業委員会連合会定期総会について

日程第13、報告第4号 地区別農業委員会会長・事務局長会議について関連がありますので一括して事務局から報告願います。

事務局

(高田局長)

4月16日、倶知安町第一会館にて、午後2時15分から地方連定期総会、午後3時25分から会長・事務局長会議が開催されました。主な内容としましては、まず地方連定期総会におきまし

ては、令和5年度決算と令和6年度の予算が審議され、事業計画については、昨年度同様、管外研修や地区別研修会を開催し、管内農業委員会の連携強化・情報交換、知識の向上を図るとともに、全国農業委員会会長大会や会長代表者集会に参加し、地区選出国會議員に対し、後志地方連の独自要請を行い、地域の声を届ける活動を行うことを決定いたしました。

続いて開催されました会長・事務局長会議につきましては、主な議題として、農業会議が作成しました、国に対する農業政策と予算に関する要望書についての説明が行われました。内容につきましては、食料安全保障の確立、優良農地の確保、生産資材対策、農産物の適正価格の構築、農村社会の地域経済を支える農業者への支援の充実、農業分野の人材の確保と農村政策の確立、基本農政の確立などを求める内容となっております。

なお、要望書の原案、要望書の解説資料、要望書に係る各地方連からの意見とその反映状況について、資料2から2-3として、お手元に配布しておりますので、後で目を通して参考にさせていただければと思います。

また、北海道農業会議の財政が悪化していることから、現在の市町村からの負担金に加え、令和7年度以降に個人会員からの会費徴収を検討している旨、説明がありました。概要としては農業会議の議決権を持つ会員、つまり各市町村の会長個人からも会費を徴収することができないかというものであり、全道の総会においても同じ議題が提案されましたが、賛成の声もある一方で、市町村負担金の増額で対応すべき等、反対の声もかなり大きいことから、今回農業会議から出席した佐藤部長からも、会長個人という考え方だけではなく、各農業委員会の親睦会、協議会からの支出等、幅広い検討と議論をしながら、方向性を決定していきたいとのことでした。

以上で報告を終わります。

議 長  
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

続きまして、その他の報告を事務局からお願いします。

**事務局**  
(高田局長)

次回総会は5月31日(金)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

その他の報告としましては、来月5月27日から29日の日程にて、北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会に後志地方連事務局として、会長と事務局が参加することになっておりますので、この期間につきましては事務局が不在となりますので、よろしくお願いします。

以上で私からの報告を終わります。

**事務局**  
(小柳係長)

私からは、地域計画の意向調査の未提出者についてです。お手元に農政係が作成した一覧をお配りしております。地域計画の作成のために、提出率100%を目指していることから、農業委員の皆様には担当地区の未提出者の方へのお声がけをお願いいたします。

また、農業会議から、農地制度の手引きが送付されたので皆様に配布いたします。日々の委員業務にご活用ください。

以上です。

**議長**  
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第10回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩

